

令和8年度当初予算編成方針

令和7年10月
宮 崎 県

I 予算編成の基本的な考え方

国は、「令和８年度予算の概算要求について」において、「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」等に基づき、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化するとともに、経済・物価動向等を適切に反映することとしている。

また、地方財政については、総務省の概算要求において、「経済・財政新生計画」等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、令和７年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし、出口ベースで１９．３兆円（令和７年度当初予算比０．４兆円増）を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求しており、今後、その動向を注視していく必要がある。

これらを踏まえ、令和８年度当初予算の編成に当たっては、財政健全化指針に基づき、引き続き健全な財政運営を維持し、人口減少対策、防災・減災、国土強靱化対策（以下「国土強靱化対策」という。）をはじめとする諸課題や社会情勢の変化に適確に対応するとともに、将来を見据えた基盤づくりと新たな成長活力の創出に向けた施策を積極的に展開する。

1 重点施策の推進等

本県が抱える課題に適確に対応する優先度の高い施策を積極的に推進するため、「令和８年度重点施策の推進方針」に基づき、これまでの取組の成果を十分に検証した上で、日本一挑戦プロジェクト推進基金や新しい地方経済・生活環境創世交付金等を活用し、効果の高い施策を構築する。

また、賃上げ・物価高騰や米国関税措置、抜本的な税制改正といった社会情勢の変化に適確に対応するため、予算編成において必要な措置を講じる。

2 財政の健全性の確保

県政運営上の重要課題や経済財政上のリスクへ適確に対応しつつ、財政の健全性を確保するため、積極的な歳入確保はもとより、施策と財源の「選択と集中」を推進し、財政健全化指針に定める目標（財政関係２基金の残高確保、県債残高の抑制）の達成を図る。

3 年間予算としての編成

令和８年度当初予算は、現行制度等に基づき見込み得る年間予算を編成する。

なお、制度改正に伴う経費や災害関係経費、物価高騰対策に要する経費など真にやむを得ないものについては、社会経済情勢や国の動向等を注視し、適時に補正予算を編成する。

Ⅱ 全般的事項

1 予算要求限度額

令和８年度当初予算の要求限度額は、各部局における事務事業の見直しによる財源捻出の実績等を踏まえ、県債充当前の一般財源（以下「一般財源」という。）を基準として、義務的経費や賃上げ・物価高騰への対応を除き、原則として、令和７年度当初予算における一般財源額の範囲内とする。

ただし、以下の表に掲げる項目については、表の限度額に示すとおり要求を認めるが、今後、米国関税措置や抜本的な税制改正などによる経済財政への著しい影響が顕在化した場合、予算編成過程において別途必要な予算上の措置を講じる。

なお、物価高騰対策に要する経費及び国土強靱化対策に係る公共事業費、国土強靱化対策と一体的に実施する県単独公共事業費については、これまでの取組成果や今後の国の予算編成の動向等を踏まえ、予算編成過程において適切に対応する。

項 目	限 度 額
① 重点施策の推進のための事業に要する経費 ・ 日本一挑戦プロジェクトの総仕上げ ・ 人口減少社会に適応する持続可能なくらし・産業づくり ・ 未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくり	関係部局と調整の上、別途要求を認める ただし、これまでにない取組を含むものであること
② 生産性向上のための事業に要する経費	関係部局と調整の上、別途要求を認める
③ 新規・改善事業に要する経費	事務事業の見直し結果及び賃上げ・物価高騰を踏まえ、各部局に提示した要求限度額の範囲内
④ 老朽化対策を含む施設の維持管理等に要する経費	関係部局と調整の上、別途要求を認める
⑤ 国土強靱化関係を除く公共事業費（事務費を含む。）のうち、以下に掲げるもの	
ア 補助公共事業費（交付金事業を含む。）	所要額

イ 県単独公共事業費のうち、維持管理経費	所要額
ウ 直轄事業負担金のうち、高速自動車国道及び高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路に係る負担金	内示見込額
エ 災害復旧事業費	過去の実績等を考慮した適切な事業費

2 事業構築に当たっての留意事項

(1) 新規・改善事業

新規・改善事業の構築に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、以下の点に留意すること。

- ① 県に対する要望や果たすべき役割を踏まえ、必要性、緊急性、有効性等を勘案し、真に必要と認められる事業を構築する。
- ② 令和7年度までの終期到来事業を踏まえ、事務事業の見直しにおいて確認した課題等の分析に基づき、構築する。
- ③ 事業の成果を検証するために、原則として、事業と関連性の高い指標（KPI）の設定を行う。
- ④ 事業の確実な実施のため、実施方法や条件、積算内訳等について、十分な調整及び確認を行う。特に市町村や関係団体に対する補助金や委託料が含まれるものについては、ニーズや意向の把握など、市町村等と十分に調整した上で事業を構築する。なお、積算に当たっては、昨今の賃上げ・物価高騰の状況を適確に反映する。
- ⑤ 事業終期（原則3年）を設定し、事業期間中も毎年度の成果を踏まえ、継続的に改善に努める。

(2) 部局間の調整を要する事業

複数部局が関係する事業は、より効果的・効率的な事業となるよう関係部局間で調整を行う。

また、施設整備関係の予算を計上する際には、庁舎・営繕担当課と十分に協議・検討を行う。

Ⅲ 歳入に関する事項

歳入については、財源を積極的に確保することとし、次に掲げる点に留意する。

1 県税及び地方消費税清算金

税制改正に適確に対応するとともに、物価高騰の影響や経済情勢等に十分留意し、適正な年間収入見込額を計上する。

2 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金

国の予算編成の動向等の把握に努め、地方財政計画及び過去の実績等を考慮して適正な収入見込額を計上する。

3 国庫支出金

国の予算を十分に確認し、活用可能な補助金等を確保するとともに、国の外郭団体等が所管する助成制度についても積極的に活用する。

4 県債

引き続き、多額の県債発行が見込まれることから、可能な限り公債費負担を軽減するため、交付税措置のある有利な県債を活用するとともに、発行にあたっては、資金調達の多様化に努めながら、金融市場の動向に応じた適正な条件設定を行う。

5 使用料及び手数料

原則として、前回改定から3年以上を経過する使用料・手数料について見直しを行い、適正な収入見込額を計上するとともに、新たな使用料・手数料の設定についても検討する。なお、見直しや新たな設定に当たっては、昨今の賃上げ・物価高騰を適確に反映する。

6 財産収入

不用遊休財産は積極的に売却を進めるとともに、民間資金の活用により有効活用が可能な資産については、貸付等により、恒常的な収入が得られるよう、有効活用を検討する。

7 その他

- (1) 新たな広告収入及び宝くじ収入等の積極的な確保に努める。
- (2) ふるさと納税等の寄附による税制上の優遇措置の積極的な活用による収入確保に努める。
- (3) 過年度収入は整理計画を策定し、積極的かつ確実に収入を確保する。
- (4) 使用料・手数料徴収等の公金収納について、キャッシュレス化など収納方法の多様化を検討する。

IV 歳出に関する事項

歳出については、義務的経費を含むすべての経費について、事業の課題への対応や効果を検証した上で、徹底して見直すとともに、多額の財政負担が見込まれる事業は、将来にわたる負担の平準化を図るべく、市町村や関係団体等との適切な連携・役割分担を考慮の上、総額の抑制を図ることとし、次に掲げる点に留意する。

1 人件費、扶助費及び公債費

所要額を適確に計上する。

2 公共事業費

- (1) 補助公共事業費等については、国の予算の確保に努め、事業計画に基づき効率的な投資を行うとともに、一層のコスト縮減を図る。
- (2) 県単独公共事業費については、緊急性や優先度等を十分検討し、計画的に措置する。

3 一般国庫補助事業費

- (1) 国の予算を十分確認するとともに、緊急性や効果等を検討の上、事業の選択を行う。また、予算の補正が生じないよう関係団体や市町村等と十分に調整の上、事業費の精査に努める。
- (2) 県費による継ぎ足し補助は、原則として認めない。
- (3) 国庫補助金が縮小又は廃止される事業については、県費振替による実施は原則認めないので、事業そのものを縮小又は廃止する。

4 物件費等

- (1) 需用費や委託料、使用料及び賃借料等の積算に当たっては、昨今の賃上げ・物価高騰を適確に反映するとともに、旅費の積算に当たっては、今般の関係条例の改正等を適確に反映する。
- (2) 施設の維持管理や車両の更新等に当たっては、環境負荷と長期的コストの低減につながるものとなるよう努める。
- (3) I T調達関係経費については、節減・効率化を図るため、事前に総合政策部へ協議を行うとともに、導入済みのシステム等のうち費用対効果や利用率が低いものについては、廃止を含め必要性を再検討する。
- (4) 随意契約による委託事業については、その妥当性について十分に検討する。
また、競争入札によらず、企画提案方式等により契約の相手方を選定する場合においては、企画内容等の他、事業の経済性についても必ず考慮する。
- (5) 各種会議等に係る旅費や会場使用料等については、情報共有や現地調査等による人材育成の必要性などを十分考慮の上、Web会議等の活用を含め、その必要性を検討する。

5 県単独補助金

すべての補助金について、次に掲げる内容を踏まえ、補助目的や費用対効果等の客観的な分析・検証を行う。また、見直しに当たっては、事前に関係団体や市町村等に十分な説明を行う。

- (1) 補助対象経費は、事業効果が最大限に発揮されるものを対象とする。
- (2) 多額の一般財源を要するもの及び長期間支出しているものについて、補助金の縮小・廃止等を検討する。
- (3) 同じ団体等に複数の補助金を交付している場合には、整理統合による効率化・重点化を進める。
- (4) 各種団体に対する運営費補助金は、各団体に自主財源の強化、業務運営の効率化等を要請することにより、補助金の縮小・廃止を図る。
- (5) 市町村に対する補助金は、市町村との役割分担や市町村の財政力を十分に考慮する。

市町村等が事業主体となる補助公共事業費に係る市町村負担分については、地方財政措置が講じられていることから、継ぎ足し補助は原則として認めない。

6 貸付金

公社及び第三セクター等の経常的な資金繰りのため、毎年度反復かつ継続的に行う短期貸付は原則として認めない。

7 繰出金

独立採算が求められる特別会計及び公営企業会計への繰出金は、一般会計が負担すべき経費に限り措置する。

また、特別会計については、多大な余剰金が生じないように適切な予算規模とする。